

---

# 平成26年度 主な税制改正要望の概要

平成25年8月  
厚生労働省



# 目 次

• 社会保険医療報酬に係る非課税措置の存続	1
• 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続	1
• 研究開発税制の上乗せ措置（高水準型・増加型）の拡充等	2
• 特定健診・保健指導等における医療費控除の対象の拡充	3
• 医療に係る消費税の課税のあり方の検討	4
• 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	5
• 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	6
• 母子家庭自立支援給付金に係る非課税措置等の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置	7
• 子育て支援に係る税制上の措置の検討	8
• 雇用促進税制の延長等	9
• 仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等	10
• 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	11
• 交際費課税の見直し	12

# 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

## 要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

## 現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

# 研究開発税制の上乗せ措置（高水準型・増加型）の拡充等（所得税、法人税等）

## 要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制の上乗せ措置（高水準型・増加型）について、その恒久化など、措置の拡充等を図る。

### 高水準型

控除額 = 売上高の10%を超える試験研究費の額 × 控除率

○控除率 = (試験研究費 / 売上高 - 0.1) × 0.2

選択

### 増加型

控除額 = 試験研究費の増加額 × 5%

増加額 = 前3事業年度の平均試験研究費からの増加額

ただし、前2年度中の多い額より試験研究費が増加していることが条件

+

税額控除額は、  
法人税額 × 10%まで

+

本体（恒久化部分）

### 総額型

控除額 = 試験研究費 ×  $\frac{8 \sim 10\%}{\text{（注）}}$

$\left[ 8\% + \frac{\text{試験研究費}}{\text{売上高}} \times 0.2 \right]$

（注）中小企業及び産学官連携は、一律12%

要望④ 中小企業については控除率を20%に引上げ（平成28年度末まで）

税額控除額は、法人税額 × 20%まで（控除限度額※）  
【ただし、平成26年度末までは30%まで】

※ 控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能。

上乗せ（時限措置部分）  
※平成25年度末まで

要望①  
現行の上乗せ措置の  
恒久化

さらに、増加型については…  
要望② 控除率を5%から30%へ引き上げ（平成28年度末まで）  
要望③ 繰り越し制度の新設（最大3年）

# 特定健診・保健指導等における医療費控除の対象の拡大（所得税、個人住民税）

## 要望内容

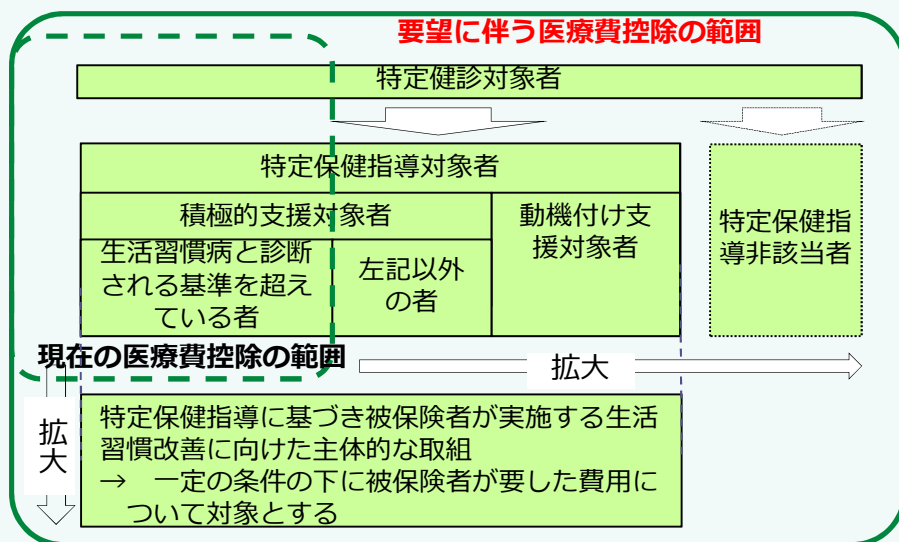
特定健診・保健指導の対象者の負担を軽減し、実施率の向上等を図るため、特定健診・保健指導に係る自己負担額の医療費控除の対象を拡充する。

また、がん検診の受診や予防接種を促し、受診率や接種率を向上させるため、がん検診等に係る自己負担額の医療費控除の対象を拡充する。

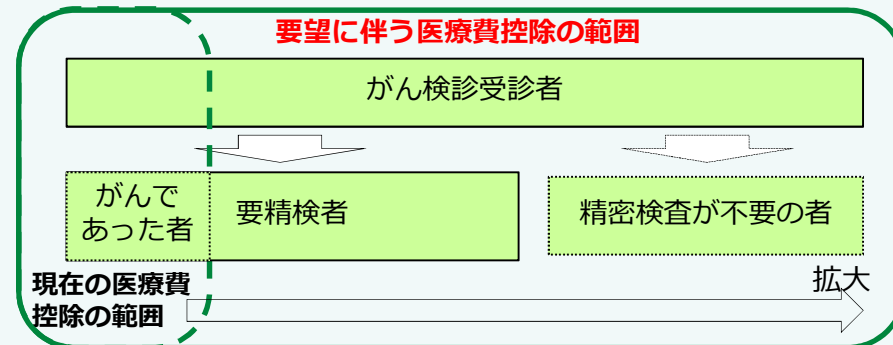
## 要望の必要性等

- 特定健診・保健指導の対象者の負担を軽減することにより、実施率の向上等を図るとともに、特定保健指導対象者の主体的な健康づくりを推進するため、特定健診・保健指導の自己負担額の医療費控除の範囲を拡大するとともに、フィットネスクラブで運動を行った際に要する費用など特定保健指導対象者が実施する生活習慣改善に向けた取組に係る費用を一定の条件の下に医療費控除の対象とする。
- 個々人のがん検診の受診を促し、受診率を向上させるため、市区町村が実施するがん検診に係る自己負担額の医療費控除を対象を拡大する。
- 予防接種を行うことで疾病の発生を未然に防ぐことが可能となり、その後の医療費の抑制に寄与することから、国民全体の接種率を向上させるため、予防接種に係る自己負担額を医療費控除の対象とすることを要望する。

### 特定健診・保健指導の医療費控除の範囲（イメージ図）



### がん健診の医療費控除の範囲（イメージ図）



<参考> 日本再興戦略（平成25年6月14日）抜粋

（前略）個人・保険者・企業の意識・動機付け支援を高めることと健康寿命延伸産業の創出を両輪で取り組む。これにより、どこでも簡単にサービス等を受けられる仕組みを作り、自己健康管理を進める「セルフメディケーション」等を実現する。

# 医療に係る消費税の課税のあり方の検討（消費税、地方消費税）

## 要望内容

医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得る。

<参考> 平成25年度与党税制改正大綱(平成25年1月24日)(抄)

第三 検討事項(90ページ)

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

## 背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時(平成元年)、引上げ時(平成9年)に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。
- 税制抜本改革法、三党実務者合意により、8%引上げ時において、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。

## 医療保険制度における手当のあり方の検討について

- 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、以下の方向で議論。

### 【8%引上げ時の対応】

診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乗せすることで対応。

(別建て高額投資対応の問題点)

- ・高額投資に係る消費税負担を個別に償還することは医療保険加入者等の理解を得られない。
- ・今回の消費税引上げ分のみ償還したとしても、不公平感が残り、根本的な解決にならない。等

### 【10%引上げ時の対応】

診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。



# 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引き上げ (たばこ税、地方たばこ税)

## 要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

## たばこの課税政策を行う背景

### 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

- 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)
- 日本：平成16年6月批准、平成17年2月発効  
(締約国数：175カ国(平成24年8月現在))

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.8倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(約5割)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	32.4%	34.8%	35.6%	22.0%	19.9%
	女性	9.7%	27.3%	27.4%	21.0%	16.3%

出典：たばこアトラス第4版(2012)  
日本は平成23年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=76.78円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	526	638	843	932

出典：たばこアトラス第4版(2012)



### 健康日本2 1(第二次) (運動期間：2013～)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画
- 健康日本2 1(第二次)では、全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指す
- 【たばこ対策】
  - i. 成人の喫煙率の低下(H34年度 12%)
  - ii. 未成年者の喫煙をなくす(H34年度 0%)
  - iii. 妊娠中の喫煙をなくす(H26年 0%)
  - iv. 受動喫煙の機会を有する者の割合の低下  
(行政機関、医療機関 H34年度 0%)  
(職場 H32 受動喫煙の無い職場の実現)  
(家庭 H34年度 3%)(飲食店 H34年度 15%)

### がん対策推進基本計画

- 平成18年度に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定  
平成24年6月8日閣議決定により見直し
- 【たばこ対策】上記「健康日本21(第二次)」の項目 i、項目 ii、項目 iv と同じ。  
※ iii は含まれず。

# 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、事業所税、固定資産税 等)

## 要望内容

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

- 幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
- 市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
- 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置
- 給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置

## 要望の背景

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下で、  
・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供  
・保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）  
・地域の子ども・子育て支援の充実  
等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。

## 要望の必要性

新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。

幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから各種税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施に当たっては、幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、幼保連携型認定こども園等に対しても同様に所要の税制措置を講じることが必要である。

## 子ども・子育て関連3法案の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法案の趣旨

3党合意(※)を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間合会）

### ◆ 主なポイント

○ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）  
・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

○ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○ 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）





# 母子家庭自立支援給付金に係る非課税措置等の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う 税制上の所要の措置（所得税、個人住民税等）

## 要望内容

母子家庭自立支援給付金（母子家庭の母等が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費など）を非課税とする等の措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

## 現状（要望の背景）

改正児童扶養手当法（平成22年8月施行）の施行3年後検討規定に基づき、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会において、ひとり親家庭への支援施策の見直しを検討しており、同専門委員会の「中間まとめ」を踏まえた税制上の措置を講ずることにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図る。

## 要望の必要性

ひとり親家庭の母又は父は、子育てと就業を一人で担わなければならない状況にあり、現在の雇用環境等を背景として、低賃金で不安定な非正規雇用の者も多く、経済的に厳しい状況に置かれている。

このため、就業支援をはじめとした自立支援の重要性が更に高まっており、今般のひとり親家庭への支援施策の見直しの中で以下の所要の税制上の措置等を講ずることにより、ひとり親家庭への自立支援を強化する必要がある。

- ① 母子家庭自立支援給付金は、資格取得により正規雇用に結び付きやすく、ひとり親家庭の自立に効果を上げており、充実・強化を図る必要があるが、現在は課税対象となっており、支給額が完全に確保されず、施策の効果が損なわれている。

このため、母子家庭自立支援給付金については、支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる必要がある。

- ② 現在、児童扶養手当より少額の公的年金を受給できる場合でも、併給制限により児童扶養手当は支給されないが、今般の見直し検討の中で、この併給制限を見直すことにより、その結果、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給することとする場合に、当該差額分の児童扶養手当についても、支給の効果が損なわれることなく、新たにその趣旨に沿って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるよう、従来の児童扶養手当と同様に、非課税措置及び差押禁止措置の対象とする必要がある。

# 子育て支援に係る税制上の措置の検討（所得税、個人住民税）

## 要望内容

子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

## 現状（要望の背景）

平成24年度以降の新たな児童手当制度の検討に際し、「児童手当法の一部を改正する法律案の修正について」（平成24年3月15日3党合意）に基づき、議員修正により、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則第2条第1項において、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について・・・その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」旨が規定されており、検討が必要。

### ○児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）（抄）

#### 附 則 （検討）

第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

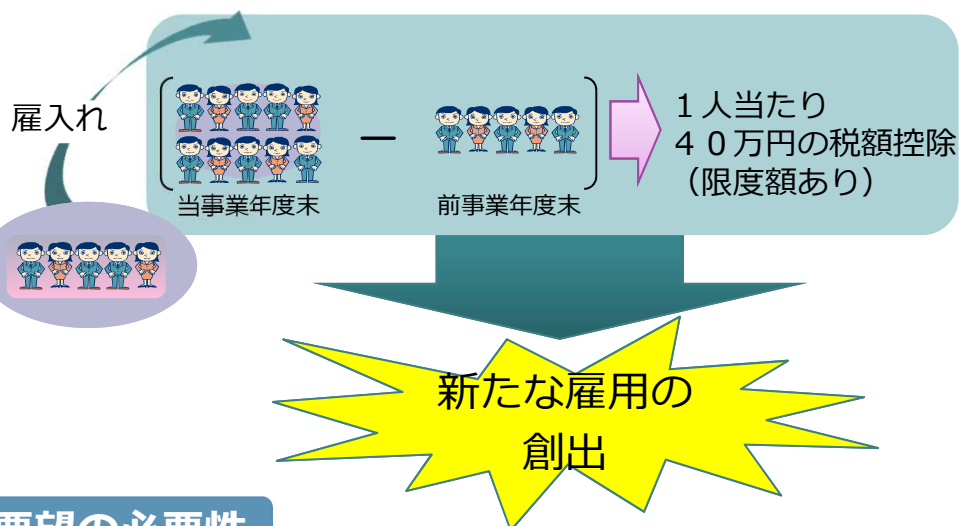
# 雇用促進税制の延長等（所得税、法人税、法人住民税）

## 要望内容

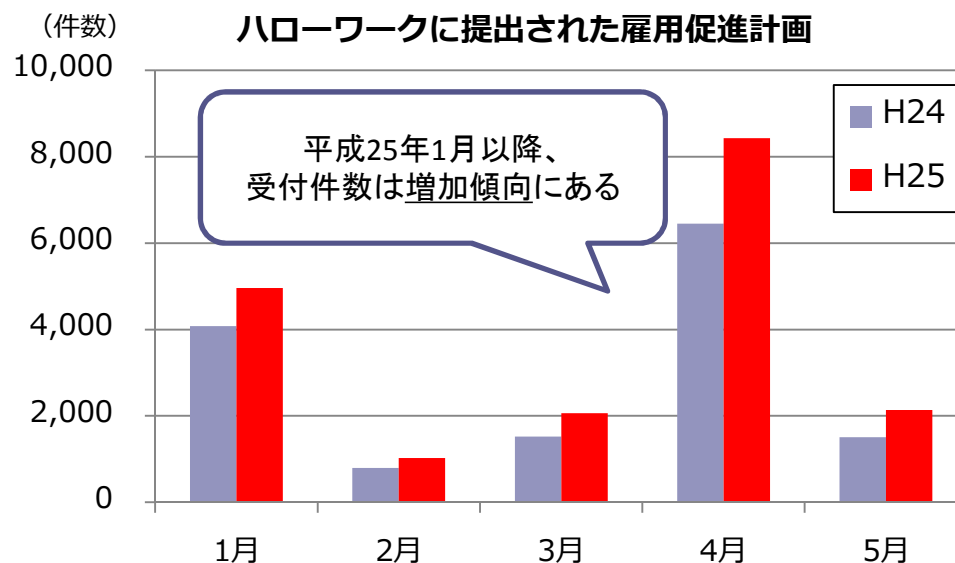
事業年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合に、雇用増加数1人あたり40万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制の適用期限（平成26年3月31日※）について、3年間延長する等の措置を講じる。

※個人事業主の場合は、平成26年12月31日。

## 雇用増加企業に対するインセンティブ付与



## ハローワークに提出された雇用促進計画



## 要望の必要性

平成25年度の税制改正において、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。

平成25年度における雇用促進計画の受付件数は増加傾向にあり、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していくことが必要である。

【適用実績】 件数：1,313件 適用額：20億5,487万円（平成23年4月1日～平成24年3月31日までの間に終了した事業年度において適用を受けた法人）

# 仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等（所得税、法人税、法人住民税、個人住民税、事業税）

## 要望内容

企業が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却について、適用期限を1年間延長するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を拡充する。

## 現行制度

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含め事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

## 要望の必要性

- 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）の第2章「強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現」では、「女性の活躍推進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与、女性の役員・管理職等への登用促進に向けたポジティブ・アクションの取組促進等を進める。」とされている。
- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）の第Ⅱ3つのアクションでは、「女性の活躍推進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等」で、「企業への助成金制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実」とされている。
- 我が国の若者・女性の活躍推進のための提言（平成25年5月19日若者・女性活躍推進フォーラム）では、「助成金制度や税制上の措置の活用を通じ、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業を支援する。」とされている。

※上記の措置に加えて、時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を講じる。

## 要望内容

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。

## 現状(要望の背景)

- 企業年金等に関する税制の基本は、掛金拠出時:非課税、資産運用時:特別法人税による課税、給付時:課税(ただし、公的年金等控除・退職所得控除の対象)となっている。
- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税(※)は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中。(平成25年度末が凍結期限)

※ 特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方に基づき、積立金全体に対して1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)の税が課される。

<課税対象となる積立金の状況>

- ・確定給付企業年金:約50兆円(平成24年度末)
- ・確定拠出年金:約7.4兆円(平成24年度末) 等

## 要望の必要性

- 少子高齢化の進展、国民の老後生活の多様化などを踏えると、公的年金とあいまって、高齢期の所得確保のための国民の自主的な努力を、国として支援する企業年金等が果たす役割はますます重要となる。
- 将来に不安を感じる国民が多い中、企業年金等に特別法人税が課税された場合、予め備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。特に、確定拠出年金においては、個人毎に区分された資産額が減少することとなる。

※ 現在の特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税される。

※ 個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約6割を占めており、特別法人税が課税されると、年金資産の運用に著しい影響がある。



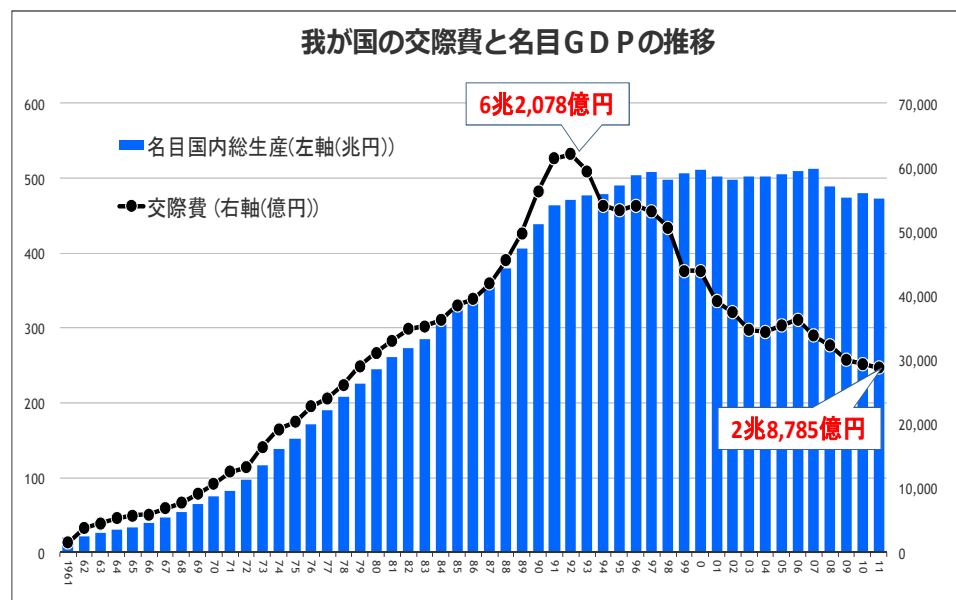
# 交際費課税の見直し (法人税、法人住民税、事業税)

## 要望内容

交際費課税について、中小法人に係る交際費課税の特例（800万円まで全額損金算入可能）を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。

## 現行の交際費課税の取扱い

企業規模	損金算入できる交際費の上限	計上方法
個人企業	上限なし	交際費の全額損金計上できる
中小法人 (資本金1億円以下)	800万円	交際費の全額損金計上できる
大法人 (資本金1億円超)	—	損金計上できない



## <参考> 所得税法等の一部を改正する法律 (抄) (平成25年3月30日公布)

### 附則 第一百八条

政府は、次に掲げる基本的方向性により、(中略)第三号(中略)に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、(中略)財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

三 交際費等の課税の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。